

嵐山地区治水対策の検討経緯 (H24.6月～R1.11月)

令和4年3月14日

近畿地方整備局 淀川河川事務所

京 都 府 京 都 市

○桂川嵐山地区河川整備検討委員会設置 (H24. 7. 23)

淀川水系河川整備計画は、戦後最大洪水への対応を目指しているが、嵐山地区では、平成16年台風23号洪水対応を目標とした段階的な河川整備の検討を開始。

情報共有
(河川管理者)

○桂川嵐山地区河川整備地元連絡会設置 (H24. 6. 26)

検討委員会の検討内容について、地元関係団体（観光、商業、河川愛護、水利、舟運、漁業、住民代表）が意見を述べる場。

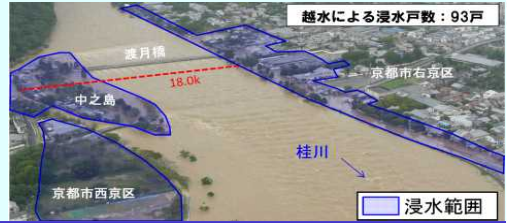
○第1回～第3回委員会 (H24. 7月、H24. 12月、H25. 3月)

- ・嵐山地区の現状、課題、歴史的変遷の把握
- ・治水対策による景観・観光等への影響・感度分析
- ・早期に着手可能な暫定対策メニュー案の提示



H25. 9. 16 台風18号洪水 (戦後最大洪水に匹敵)

嵐山地区では93戸の浸水被害が発生。
観光・地元経済に甚大な被害。



H25. 11月 桂川緊急治水対策を発表

- ・桂川全体で河川整備計画の治水対策を大幅に前倒しし、概ね5年間で対策を実施するもの。
- ・桂川でのH25洪水の被害軽減を目標とした整備内容（嵐山では、景観等への影響の小さい対策を順次実施）。

○第4回委員会 (H26. 1月)

- ・少しでも安全度を上げるため堆積土砂撤去を緊急的に実施することを提案。
- ・その上で、H16洪水を溢れさせないことを目標とした景観への影響の小さい暫定対策（6号井堰撤去、左岸溢水対策）を順次実施することで、H25洪水においても浸水被害の軽減を図ることを提案。
- ・H16洪水を安全に流下させる対策については、委員会のご意見を伺いながら引き続き検討することを提案。

○第5回委員会 (H26. 10月)

- ・6号井堰撤去の具体的な内容、効果及び影響を説明。
- ・委員より地元を交えた検討会開催を要望する「地元意見陳述及び要望」が配付。

H27. 2月 渡月橋周辺の堆積土砂撤去工事完了 (V=約5,500m³の土砂を撤去)



- 第6回委員会 (H27. 11月)
 - ・ 6号井堰撤去による景観への影響について説明。
 - ・ 委員会より、地元検討会を早急に立ち上げるよう助言。

H28. 3月 地元検討会設立 嵐山地区のよりよい河川整備に向け地元主体で議論。

- (構成)
- 嵐山保勝会、嵐峡の清流を守る会、洛西土地改良区、保津川漁業協同組合、保津川遊船企業組合、嵐山通船株、嵯峨自治会連合会、嵐山自治会連合会、嵐山東自治連合会



H29. 6月 6号井堰撤去工事完了



○地元意見交換会（H29. 8）

H28. 3月以降、現地でのパラペット模型の確認を含む5回の議論を経て、治水対策について地元意見を取りまとめ。

- ①必要に応じた堆積土砂撤去、渡月橋への影響に配慮した河床掘削
- ②景観や利用に支障無く、親水性向上に資する中之島開削
- ③景観に及ぼす影響が極めて大きいパラペット+道路嵩上げ案の取消、可動式（可搬式）パラペット検討、パラペット以外の高さ確保策
- ④ソフト面の整備



パラペット模型の現地確認（第5回地元検討会）

H29. 10. 23 台風21号洪水

- ・ 渡月橋上流左岸道路が冠水
- ・ 堆積土砂撤去、6号井堰撤去により、渡月橋下流で約50cm水位低減



渡月橋上流左岸道路の冠水



中之島公園の浸水を回避

○「地元意見及び要望」の提出（H30. 2月）

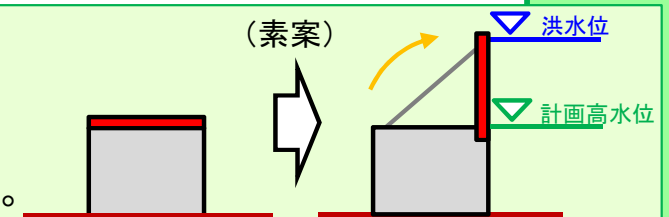
第8回地元連絡会 兼 第7回地元検討会で、淀川河川事務所長宛提出。

- ①必要に応じた堆積土砂撤去、渡月橋への影響に配慮した河床掘削
- ②景観や利用に支障無く、親水性向上に資する中之島開削
- ③景観に及ぼす影響が極めて大きいパラペット+道路嵩上げ案取消、可動式（可搬式）パラペット検討、パラペット以外の高さ確保策
- ④ソフト面の整備



○第7回地元検討会 兼 第8回地元連絡会（H30. 2月）

- ・ 渡月橋上流の左岸溢水対策として、**計画高水位以下を固定部、それより上を可動部とする可動式止水壁の素案**について提示。
- ・ 地元より、**非常にありがたい案を提案頂いた**等、前向きなご意見を頂いた。



○第7回委員会（H30. 3月）

- ・ これまでの治水対策の効果と地元調整状況、台風21号後の河道状況、地元意見及び要望をふまえた左岸溢水対策検討状況について説明。
- ・ 委員会から、**関係機関に幅広く意見を聴くよう**助言。



○第9回地元連絡・検討会（H30.5月）

ハード対策とソフト対策を並行して議論していくことを確認。

○関係機関協議

様々な治水対策案について比較検討を行い、「史跡及び名勝」としての価値を減じない平成16年洪水対応メニューについて、文化財部局を交え議論。

①行政三者会議（国、府、市）

・国、府、市の行政三者が週に1度集まり、左岸溢水対策を始めとする治水対策について議論を継続。これまでほぼ毎週、通算30回以上実施。

②文化財、風致部局（京都府、京都市）

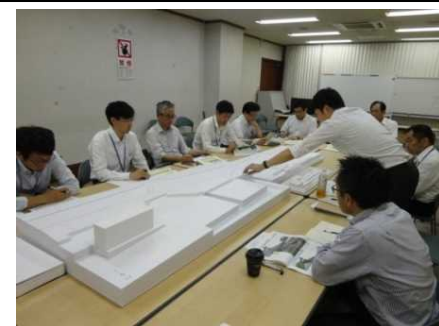
・文化財保護法上の「史跡及び名勝」である嵐山地区は、現状を極力改変せず、文化財としての価値を減じないような対策を実施すべき。（文化財）
・今の景観が大きく変わらないか、変わる場合でも違和感がないかがポイント。（風致）

③道路管理者（京都市）

・現在の道路幅員を狭くすることは避けるべき。
・安全対策（柵の高さ）は現状を悪化させないこと。

④地元行政（京都市）

・可動式止水壁の操作については地元（京都市）が担う。



行政三者会議の様子



道路管理者との現地確認

H30.7.6 7月豪雨による洪水

- ・渡月橋上流左岸で2戸浸水
- ・堆積土砂撤去、6号井堰撤去により、渡月橋下流で約50cm水位低減



既設パラペット越流状況



渡月橋上流左岸道路の冠水



地元の自衛水防

○可動式止水壁について学識者からの意見（H30.9月）

- ・回転起立はヒンジ、斜め支柱の構造が複雑。
- ・垂直にパネルが立ち上がる形式は考えられないか。
- ・可搬式は構造が複雑でなく、故障は少ないが、支柱が大きくなることや倉庫が必要になることが問題。



○平成25年洪水5周年企画展（H30. 9. 18）

平成25年災害から5年の節目に、水害の記憶の風化防止等を目的に企画展を開催。これまでの事業効果を確認するとともに更なる対策の必要性を確認。



○可動式止水壁実験状況視察（H30. 9. 18）

実験施設にて、可動式止水壁の試作品及び可搬式止水壁に実際に触れて頂き、**構造や操作性について**確認。



京都府・京都市から、政府に対して**嵐山地区河川整備の速やかな実施を求める要望**を提出。

○学識者勉強会（H30. 10. 5、H30. 11. 19）

治水対策について議論を深めるため、委員メンバーにお集まり頂き、勉強会を2回開催。

○第10回地元連絡・検討会（H30. 11. 26）

- ・左岸溢水対策について、計画高水位以下を固定部とすることや、設置による景観への影響を懸念する意見があり、**地元連絡・検討会メンバーによる意見交換を行うこととされた。**



現地確認状況（ロール紙、実物模型を現地に設置）

○現地確認（H30. 12. 3）

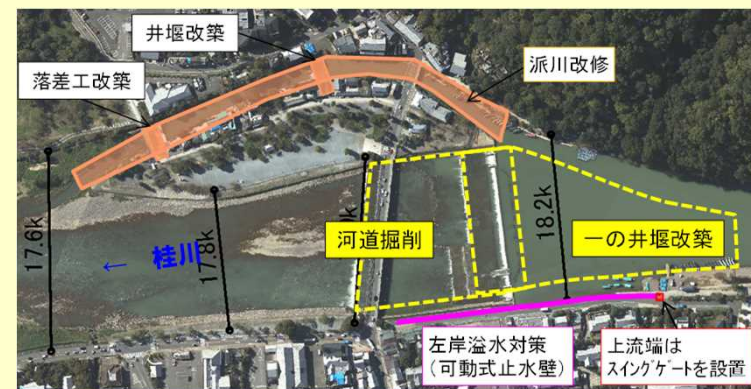
- ・**計画高水位の高さ及び可動式止水壁の実物模型**について、現地で確認。

○H30. 12. 4 地元意見交換会

- ・3つの治水対策をセットで実施することについて、これまで整備の是非について時間をかけて議論してきたが、**対策の必要性を認識し、整備を受け入れることとされた。**
- ・なお、可動式止水壁については、**景観に対して充分すぎる配慮**を行うこと、引き続き**地元連絡・検討会での議論を重視し**、嵐山地区の価値の保全と治水の両立が**行政機関と地元の密な関係で実現**されることを求める意見が付された。

○第8回検討委員会 (H30. 12. 10)

- ・ 3つの治水対策（左岸溢水対策、一の井堰改築、派川改修）について、設計、検討を進めることについて説明。
- ・ 各対策については、**景観への配慮等、嵐山地区の「史跡及び名勝」としての価値を高めるよう検討するとともに、左岸溢水対策については、構造上の信頼性や出水時の操作体制等の確実性を確認し、引き続き委員会の助言、地元連絡・検討会の意見を聴きながら、関係機関との協議・各種手続きを進めるよう助言。**



○第11回地元連絡・検討会 (H31. 2. 1)

- ・ 現地にて可動式止水壁（ラック式構造）の**構造案及び意匠案の実物大模型**を確認。
- ・ 構造面の意見は特に無く、**景観面から可動式止水壁と歩道が一体となった整備**を求める意見が出された。

○第12回地元連絡・検討会 (H31. 2. 25)

- ・ 室内にて可動式止水壁の**意匠案の実物大模型**と**天端・立面・歩道舗装の素材サンプル**を確認。
- ・ 現地にてサンプル確認を求める意見が出された。

○学識者勉強会 (H31. 3. 8)

- ・ 可動式止水壁（ラック式構造）の構造案及び意匠案について説明。
- ・ **実証実験にて性能の検証、技術的な問題がないか確認すべき**との意見。
- ・ **意匠案について科学的・客観的な評価軸をもって整理すべき**との助言。

○第13回地元連絡・検討会 (R1. 5. 29)

- ・ 地元、学識者の意見を踏まえた可動式止水壁の**意匠案の素材サンプル（天端・立面・歩道舗装）**を現地に配置して絞り込みの方向性を確認。

○第14回地元連絡・検討会 (R1. 7. 3)

- ・ 実物大模型での結果をふまえた**構造見直し案（油圧式構造）**、及び前回の現地確認結果を踏まえた意匠案について説明。



○学識者勉強会 (R1. 7. 29)

- ・可動式止水壁の見直し構造案（油圧で起立する構造）、及び**学術論文や学会編集の図書、京都市のデザインマニュアル等を踏まえた科学的・客観的な評価軸をもとに選定した意匠案**について説明。
- ・可動式止水壁の実証実験や試験施工による扉体の水密の取り方や川側の石積みがどう見えるか等の確認を求められ、止水壁の操作方法を地元が理解し、地元が安全かつ的確に操作できるようにすることが重要との助言。

○可動式止水壁実証実験、試験施工 (R1. 8)

- ・可動式止水壁の**構造上の信頼性を確認するための実証実験**、及び嵐山にふさわしい**意匠を決定するための試験施工**を実施。
- ・いずれについても、学識委員及び地元メンバーから意見を聴取。



R1. 8. 26 実証実験視察 (地元)



R1. 8. 28 試験施工視察 (学識者)

○学識者勉強会 (R1. 8. 30)

- ・可動式止水壁の実証実験と試験施工の結果を報告。**可動式止水壁の止水性や信頼性を確認するとともに、地元・学識者の意見を踏まえた文化財の価値を損なわない嵐山にふさわしい意匠案を決定。**
- ・文化庁へ提出する協議書（案）について説明。

○文化財保護法に基づく現状変更協議書を提出 (R1. 9. 4)

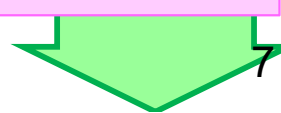
- ・地元連絡・検討会並びに委員会での議論を踏まえ、文化財保護法に基づく現状変更協議書（左岸溢水対策の具体的な整備案）を淀川河川事務所長から文化庁長官に提出。

○文化庁調査官視察 (R1. 9. 12)

- ・文化庁調査官が試験施工の状況について視察。



R1. 9. 12 文化庁調査官の試験施工視察



○文化庁長官同意 (R1. 10. 31)

- ・文化庁長官からの回答を受領。

○第15回地元連絡・検討会 (R1. 11. 6)

- ・実証実験に用いた実物大の模型を用いて、操作方法や運用方法について説明。
- ・可動式止水壁の施工計画について説明。



実物大模型を用いての説明



施工計画について説明

○第9回検討委員会 (R1. 11. 15)

- ・可動式止水壁の構造及び意匠、文化庁協議結果について説明。
- ・操作体制及び施工計画について説明。
- ・地元の意見を聴きながら可動式止水壁の工事を進めること、及び堰改築を含む河川改修についても引き続き景観・環境に配慮した設計検討を進めて、進捗について委員会で報告するよう助言。



元受文庁第4号の1001
令和元年10月31日

国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所長 殿

文化庁長官
宮田 亮 平



史跡及び名勝嵐山の現状変更（止水壁設置等）について（回答）

令和元年9月4日付け国近整淀調第25号で協議のあった標記のことについては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第168条第2項の規定によって、下記の条件を付して同意します。

なお、実施に当たっては、京都市文化財担当部局と協議してください。

記

- 1 掘削を伴う工事に際しては、京都市文化財担当部局職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めること。
- 2 上記の結果、重要な遺構などが検出された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。